

# 横浜市福祉のまちづくり条例

**施 設 整 備**

**マ ニ ュ ア ル**

**増補版**

福祉のまちづくり条例施行規則  
平成 20 年 4 月 1 日改正対応版

横浜市健康福祉局

---

# はじめに

横浜市では、平成9年（1997年）3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、横浜で生活するすべての人が安心して、自らの意思で自由に行動でき、さまざまな活動に参加できる人間性豊かな福祉都市の実現のための基本的施策を定めたものです。

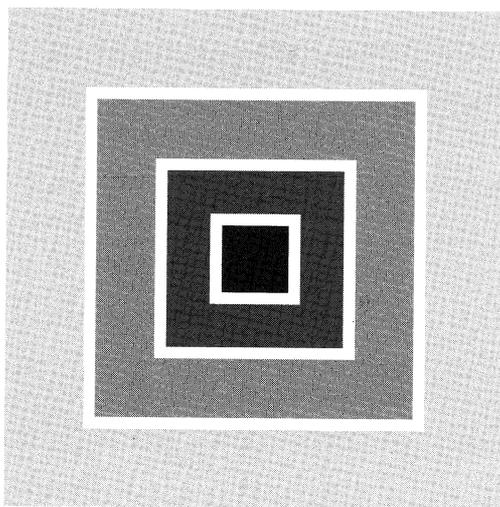
福祉のまちづくりは、障害者、高齢者等を対象とした特別のテーマや施策ではなく、人が地域で生活する際の基本的な権利といえるものです。福祉のまちづくりは、物理的な環境を整備することから始めなければなりません。それがすべてではありません。市民一人ひとりの理解と、相互のあたたかな思いやりがあってはじめて社会生活が成り立つことを認識しなければなりません。

このマニュアルは、こうした条例の目的や考え方に基づいて、不特定かつ多数の人が利用する施設の整備基準等を具体的に定めた「施行規則」の解説を図解を添えて示し、事業者や設計者の方々が建築物等を設計する上で必要となる事項を盛り込んだものです。

事業者及び設計者、市民のみなさんがこのマニュアルを活用し、福祉のまちづくりがより一層促進されるようご協力をお願いします。

	ページ
はじめに	
<b>I 概要編</b>	<b>ページ</b>
1 福祉のまちづくり条例制定の経緯	5
<b>2 福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯</b>	<b>5</b>
<b>3 整備基準改正の概要</b>	<b>6</b>
4 条例のあらまし	8
(1) 構成	8
(2) 各章の概要	9
5 条例の対象となる施設	10
<b>(1) 建築物</b>	<b>11</b>
(2) 道路	12
(3) 公園	12
(4) 公共交通機関の施設	12
6 整備基準の考え方	13
(1) 一般都市施設整備基準	13
(2) 指定施設整備基準	13
(3) 整備基準の基本となる幅員・寸法の考え方	14
7 整備基準の適用について	15
(1) 一般都市施設整備基準の適用	15
<b>(2) 指定施設整備基準の適用</b>	<b>15</b>
<b>8 事務手続きの流れ</b>	<b>20</b>
(1) 手続きフロー	20
(2) 事前協議書等について	21
参 考	23
障害者・高齢者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方	23
I 高齢者	24
II 車いす使用者	25
III 杖使用者	32
IV 上肢障害者等	34
V 視覚障害者	35
VI 聴覚障害者	36
VII 内部障害者	37
VIII 知的障害者	38
IX 精神障害者	38
X 乳幼児・妊産婦	39
<b>II 施設整備マニュアル編</b>	
マニュアルの見方	42
<b>1 建築物</b>	<b>43</b>
1 敷地内通路	44
<b>2 駐車場</b>	<b>48</b>
3 外部出入口	52
4 廊下	56
5 居室の出入口	60
6 階段	62
7 傾斜路	66
8 手すり	70
<b>9 エレベーター</b>	<b>72</b>
<b>10 便所(その1)</b>	<b>76</b>
<b>11 便所(その2)</b>	<b>84</b>
12 浴室、シャワー室及び更衣室	88
13 客室	92
14 客席及び舞台	96
<b>15 案内標示</b>	<b>98</b>
<b>16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備</b>	<b>102</b>
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	106
18 警報設備及び避難口誘導灯	108
19 附帯設備	110
<b>2 道路</b>	<b>115</b>
(1) 一般都市施設	
1 歩道	116
2 案内標示	122
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	124
4 ベンチ等	128
<b>(2) 指定施設</b>	
1 通路	132
2 階段	134
3 傾斜路	136
4 手すり	140
5 エレベーター	142
<b>6 案内標示</b>	<b>143</b>
7 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	144
<b>3 公園</b>	<b>147</b>
<b>1 出入口</b>	<b>148</b>
<b>2 駐車場</b>	<b>152</b>
3 園路	154
4 手すり	158
5 便所	160
<b>6 案内標示</b>	<b>162</b>
7 附帯設備	164
<b>4 公共交通機関の施設</b>	<b>169</b>
1 出入口	170
2 通路	174
3 改札口	178
4 階段	180
5 傾斜路	182
6 手すり	183
<b>7 エレベーター</b>	<b>184</b>
<b>8 エスカレーター</b>	<b>186</b>
9 鉄道の駅のホーム	188
<b>10 バス停留所</b>	<b>190</b>
11 タクシー乗り場	192
12 便所	194
<b>13 案内標示</b>	<b>195</b>
14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	196
15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	202
16 警報設備及び避難口誘導灯	204
17 附帯設備	206
資料編	209
1 横浜市福祉のまちづくり条例	210
<b>2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則</b>	<b>217</b>
<b>3 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律(抜粋)</b>	<b>252</b>
<b>4 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定 建築物の建築の促進に関する法律施行令(抜粋)</b>	<b>255</b>
<b>5 横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 建築物に関する条例</b>	<b>262</b>
<b>6 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用 した移動の円滑化の促進に関する法律(抜粋)</b>	<b>267</b>
<b>7 移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両 等の構造及び設備に関する基準(抜粋)</b>	<b>271</b>

# 概要編



---

# I 概要編

## 1 福祉のまちづくり条例制定の経緯

横浜市では、昭和49年（1974年）に地域社会での福祉の芽を育てるための環境づくりとして、障害者、高齢者等への理解や日常生活での市民相互の支え合いの大切さなどを語り合い・学び合う「福祉の風土づくり運動」を開始し、並行して障害者、高齢者等誰もが日常生活やまちの中の行動において、できる限り同じような活動が保障されるよう、建築物等に対する福祉の観点からの整備を促進するための「福祉の都市環境づくり推進指針」を、昭和52年（1977年）に制定しました。

その後、横浜市社会福祉協議会との事業連携や、国際障害者年を契機としたソフト・ハード両面からの福祉のまちづくりの推進を経て、平成3年（1991年）には、障害者、高齢者等の社会参加の促進と高齢化社会への対応を図るため、推進指針の大幅な改定を行いました。また、鉄道駅舎へのエレベーター等設置補助制度や、福祉のまちづくりの観点を盛り込んだ横浜市建築基準条例の改定なども行ってきました。

これまでは、推進指針の改定を中心に福祉のまちづくりを推進してきましたが、まちづくり事業全体の中で福祉のまちづくりを捉え直し、総合的な福祉のまちづくりのあり方が問われてきました。そこで、平成7年（1995年）8月に「横浜市における今後の福祉のまちづくりのあり方」を検討するため、市民、事業者、学識経験者、行政職員で構成する福祉のまちづくり検討委員会を設置し、調査検討の依頼を行いました。

検討委員会は、障害者、高齢者をはじめ多くの市民・事業者の意見を踏まえ、「市民、事業者、行政の協働による福祉のまちづくりの必要性」を骨格とする考え方をまとめ、福祉のまちづくり条例の制定をおし実施するよう平成8年（1996年）12月、市長に提言しました。

横浜市では、検討委員会提言を受け条例案を作成し、市議会の議決を経て「横浜市福祉のまちづくり条例」が平成9年（1997年）3月に制定されました。

## 2 福祉のまちづくり条例施行規則改正の経緯

横浜市では、従来から、障害者や高齢者だけでなく、誰にでもやさしいまちづくりを進めるため、「横浜市建築基準条例」や「横浜市福祉のまちづくり条例」により、バリアフリーの基準を定めてきました。

国では、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、「ハートビル法」という。平成6年制定）」を改正し、平成15年4月に施行しました。改正ハートビル法では、建築物の対象範囲や整備基準などについて、地方公共団体の条例で以下のような制限を付加することができることとなっています。

- (1) 特定建築物の追加（対象建築物の拡大）
- (2) 対象規模の床面積の引き下げ
- (3) 利用円滑化基準の付加（バリアフリー基準の強化）

横浜市では、これを受けて、これまで取り組んできた福祉施策や横浜市建築基準条例の避難施設の基準をさらに充実させ、障害者や高齢者などにとって利用しやすい建築物とするため、平成15年度から障害当事者、建築関係者、学識経験者から構成される「ハートビル法改正に伴う横浜市福祉のまち

---

づくり条例整備基準のあり方検討専門委員会」を設置し、「ハートビル法委任条例の制定」と併せて「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の改正」について検討してきました。

また、併行してパブリックコメントや障害者等関係団体への説明会を開催するなど、市民や事業者の方々に理解を求めてきましたが、それらの検討を踏まえ、平成16年10月に「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」（以下、「ハートビル条例」という。）、12月には、「改正横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」を公布しました。

それにより、「ハートビル条例」と「福祉のまちづくり条例」の整備基準の整合性を図り、建物を建築する人や設計する人にとって分かりやすい基準や仕組みとなり、一層のバリアフリー化の推進が期待されています。

これら「ハートビル条例」と「改正横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」は、平成17年4月から施行されました。

さらに、平成18年12月にはこれまでの「ハートビル法」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、「交通バリアフリー法」という。）を統合した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー新法」という。）が施行され、同法に基づく新たな整備基準が示されました。

これに合わせて、「ハートビル条例」もバリアフリー新法の委任条例として、「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」に改正されました。

平成19年度には、バリアフリー新法で示された基準と「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」における基準との整合性を図ることなどを中心に、「横浜市福祉のまちづくり推進会議」及び「横浜市福祉のまちづくり条例整備基準のあり方検討専門委員会」において、同施行規則の改正について検討しました。

改正を検討する中で、障害者団体等からの意見聴取や幅広い市民意見募集等を行い、市民や関係者等の方々の意見を反映させてまいりました。

これらの検討を踏まえ、改正された「横浜市福祉のまちづくり条例施行規則」が平成20年4月1日から施行されることとなりました。

### 3 整備基準改正の概要

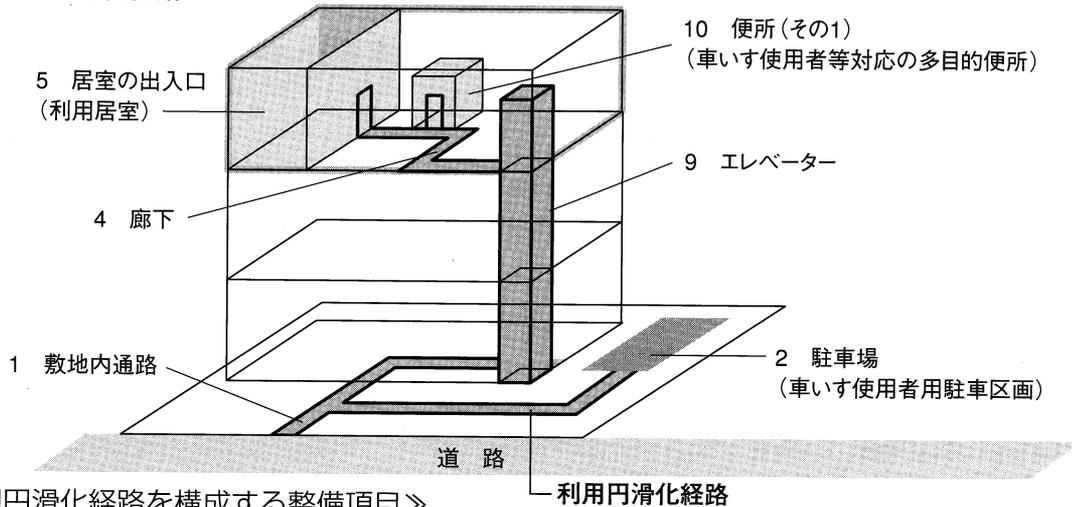
#### (1) 利用円滑化経路の考え方の導入

「改正ハートビル法」では、対象となる建築物について、利用円滑化基準を遵守しつつ、車いす使用者等の円滑な利用を確保する経路として「利用円滑化経路」を1経路以上設けることが義務づけられました。

それに伴い施行規則にも、「利用円滑化経路」の考え方を取り入れ、その整合性を図るとともに、道路等から利用居室までの一連の経路を確保するよう、各整備基準を定めました。

「利用円滑化経路」とは、車いす使用者が建物を利用する際、車いす使用者用駐車区画から外部出入口、エレベーター、車いす使用者等対応の多目的便所、利用居室（目的とする居室）をスムーズに移動するための経路のこと。この経路を1以上確保することが必要になります。

#### 利用円滑化経路



《利用円滑化経路を構成する整備項目》

「1 敷地内通路」、「2 駐車場」、「3 外部出入口」、「4 廊下」、「5 居室の出入口」、「9 エレベーター」、「10 便所(その1)」

※他に視覚障害者に配慮して、「道等から案内設備までの経路」のうち1以上を視覚障害者が円滑に利用できる経路として整備する必要がありますので「16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」も整備することになります。(P102参照)

経路としては、「1 敷地内通路 指定施設整備基準(2)」(P44)と、「4 廊下 指定施設整備基準(2)」(P56)について遵守するとともに、それに繋がる「2 駐車場」、「3 外部出入口」、「5 居室の出入口」、「9 エレベーター」、「10 便所(その1)」、「16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備」の整備項目について遵守することにより、利用円滑化経路を整備することができます。(経路上に、傾斜路を設ける場合は「7 傾斜路」の整備項目も対象となります。)

#### (2) 対象施設の整理・整備項目の拡大(別表第1、別表第9)

ハートビル条例では、ハートビル法の規定に加えて、対象規模床面積を引き下げる等小さな建築物から整備の義務づけをしています。施行規則でも、ハートビル条例に合わせて対象規模床面積の考え方や対象施設を整理し、利用円滑化経路の整備に足りない整備項目を追加しました。

《床面積の考え方》

- ① 「超える」→「以上」にしました。
- ② 「以下」→「未満」にしました。

例 別表第9

「300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの」→「300平方メートル以上1,000平方

---

メートル未満のもの」

《対象施設》

- ① 「診療所」→「5 診療所（患者の収容施設があるものに限る）」と「6 診療所（患者の収容施設がないものに限る）」に区分しました。
- ② 「その他の医療施設等」→「7 助産所」と「8 その他の医療施設」に区分しました。

《整備項目》

利用円滑化経路を整備するにあたり、ハートビル条例で定める特別特定建築物の対象規模床面積と合わせて、建築物の区分ごとに以下のうち足りない整備項目を追加しました。

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| 2 駐車場    | 9 エレベーター                 |
| 4 廊下     | 10 便所（その1）               |
| 5 居室の出入口 | 12 浴室、シャワー室及び更衣室         |
| 6 階段     | 16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備 |

(3) 施設整備基準の一部強化（別表第5）

ハートビル条例では、ハートビル法のバリアフリー基準を強化しました。施行規則でも、指定施設整備基準の一部をハートビル条例に合わせました。

- ① 敷地内通路の有効幅員：135センチメートル→140センチメートル以上
- ② 傾斜路の有効幅員：135センチメートル→140センチメートル以上（段に併設する場合を除く。）
- ③ 階段の有効幅員：120センチメートル以上（手すりの幅は、10センチメートルを限度としてないものとみなす。）
- ④ 階段の寸法：「けあげ」18センチメートル以下、「踏面」26センチメートル以上
- ⑤ エレベーターの内部構造：面積要件や奥行等の基準を詳細に規定しました。（ただし、適用を除外する施設あり〈別表第9（備考）P236参照〉）
- ⑥ 浴室、シャワー室及び更衣室：「車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保する」ことを追加しました。
- ⑦ 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備：「オーバーヘッドプロジェクター（拡大映像投影機器）」→「スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器」を1台以上備えることに変更し、オーバーヘッドプロジェクターの他、液晶プロジェクター等の機器も含めました。

(4) その他

規則改正に併せ、建築物のバリアフリー化を促進するために望ましい水準を一部強化しました。

- ① オストメイト等への配慮：便所（その1）に「オストメイト対応設備」と「大きめのシート」の設置を規定しました。
- ② 聴覚障害者への配慮：対象となる整備項目に文字表示等情報伝達のための設備の設置等を拡充しました。

---

## 〔平成20年4月1日改正の概要〕

### ◎ 主な改正点

#### (1) バリアフリー新法の基準より低いものを同水準に引き上げ

##### ① 建築物（一部）のエレベーター

奥行き 135 センチメートル以上、床面積 1.83 平方メートル以上  
→奥行き 135 センチメートル以上、かご幅 140 センチメートル以上

##### ② 公園の出入口

有効幅員 90 センチメートル以上→有効幅員 120 センチメートル以上

#### (2) これまで「望ましい水準」としていたものをバリアフリー新法に合わせて義務化

##### ① 建築物（一部）、公園、公共交通機関の施設に設置する便所

⇒水洗器具（オストメイト対応トイレ）の設置の義務化

##### ② 公共交通機関の施設に設置する案内標示

⇒運行情報提供設備、案内図等の設置の義務化

#### (3) 市民の皆さんからいただいた御意見等

##### ● 視覚障害者誘導用ブロックの敷設について

施行規則では、建築物（一部）の出入口を案内するため、歩道上から視覚障害者誘導用ブロックの敷設を規定しています。旧基準では、敷設を求められる建築物が多いため、車いす使用者、ベビーカーを利用される方、携帯用酸素ボンベを利用される方などから通行に支障をきたすとの御意見があり、また、視覚障害者の方からも、建物の区別がつきにくいとの御意見がありました。そこで、これらの御意見を反映し、必要な建築物のみに敷設するよう整理しました。

【新たに敷設が義務化される施設】床面積 300 平方メートル未満の金融機関等の施設

【敷設の必要がなくなる主な施設】理容所、美容所、飲食店、サービス店舗等

※ 改正後の施行規則（新基準）の詳細な資料については、本市ホームページにてご覧いただけます。

ホームページアドレス

<http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/chifuku/fukumachi/jorei/kaisei/kisoku4.html>

## 4 条例のあらまし

### (1) 構成

この条例は、次のとおり全5章、34条及び附則により構成されています。

#### **第1章 総則（第1条－第6条）**

目的、定義、市の責務、事業者の責務、市民の責務、市、事業者及び市民の協力及び連携を規定

#### **第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議（第7条－第11条）**

設置、組織、委員の任期、会長及び副会長、委任を規定

#### **第3章 基本的施策（第12条－第17条）**

指針の策定、情報の提供、教育の充実等、調査研究、財政上の措置、表彰、福祉のまちづくり重点推進地区を規定

#### **第4章 施設の整備**

第1節 整備基準（第18条－第21条）；整備基準、整備基準の遵守、既存施設の整備、適合証の交付を規定

第2節 指定施設の整備（第21条－第31条）；事前協議、工事完了の届出、完了検査、維持保全、表示板の掲示、既存指定施設に関する調査及び報告、指導及び助言、勧告、公表、立入調査を規定

第3節 車両等及び住宅の整備（第32条・第33条）；車両等の整備、住宅の整備を規定

#### **第5章 雑則（第34条）**

委任を規定

### (2) 各章の概要

#### **第1章 総則**

##### ● 目的

「人間性豊かな福祉都市の実現に資すること」としています。

##### ● 定義

福祉のまちづくりとは、「すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合うとともに、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することができる環境を整備することをいう。」としています。

- ・ 一般都市施設；病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、店舗、鉄道駅、道路、公園その他不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるもの
- ・ 指定施設；一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のもの

##### ● 市、事業者及び市民の協力及び連携

「市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない」と推進手法を規定しています。

---

## 第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、学識経験者、事業者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員等30人以内で構成する推進会議の設置を規定しています。

推進会議は、「福祉のまちづくりの推進に関する基本的な事項について、市長に意見を述べることができる。」としています。

## 第3章 基本的施策

### ● 福祉のまちづくり推進指針の策定

福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる施策として指針の策定を規定しています。

指針は次の4項目を柱に策定するよう規定しています。

- ・ 福祉のまちづくりに関する目標
- ・ 福祉のまちづくりに関する施策の方向
- ・ 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針
- ・ その他の重要事項

### ● 情報の提供、教育の充実、調査研究等

福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実、学習の支援、調査研究、必要な財政措置、また、福祉のまちづくりの推進に著しい功績のあった者に対する表彰を規定しています。

### ● 福祉のまちづくり重点推進地区

市長は、福祉のまちづくりの推進が特に必要と認められる地区について、推進会議の審議の上、指定できることを規定しています。

## 第4章 施設の整備

### ● 整備基準

一般都市施設の新設又は改修の際に遵守すべき整備基準を規定しています。また、既存施設についても整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努める規定を設けています。

### ● 指定施設の整備

指定施設については、その新設又は改修の際、事前協議義務を規定しています。また、その他の手続き義務や施設の維持保全義務を規定しています。

事前協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着手した者や、その措置が整備基準に照らして著しく不十分と認められる整備者に対しては「勧告」、「公表」をすることができることを規定しています。

### ● 車両等及び住宅の整備

公共交通機関の車両等の整備について管理者の努力義務を、また、住宅を供給する事業者には、障害者、高齢者等が安全に利用できるよう配慮された住宅の供給の努力義務を規定しています。

## 第5章 雑則

本条例の施行に必要な事項の規則委任を規定しています。

## 5 条例の対象となる施設

一般都市施設・指定施設については次表のとおりです。

### 条例の対象となる施設

#### (1) 建築物

区分	一般都市施設	指定施設
1 官公庁施設	多数の市民を対象とした行政サービスを行う窓口を有する施設、市役所、区役所、行政サービスコーナー、保健所、県庁舎、警察署、税務署、地方法務局、裁判所、 <u>社会保険事務所</u> 、公共職業安定所、 <u>日本年金機構年金事務所</u> 等	すべての施設
2 福祉施設（その1）	<u>1 障害者支援施設</u> <u>2 福祉ホーム</u> <u>3 身体障害者社会参加支援施設</u> <u>4 老人福祉施設</u> <u>5 介護老人支援施設</u> <u>6 地域ケアプラザ、デイサービス施設、有料老人ホーム</u>	すべての施設
3 福祉施設（その2）	<u>1 児童福祉施設</u> <u>2 保護施設</u> <u>3 授産施設</u>	すべての施設
4 病院	病院（ベット20床以上の収容施設を有するもの）	すべての施設
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	すべての施設
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	すべての施設
7 助産所	助産所	すべての施設
8 その他の医療施設	<u>1 鍼灸院、指圧マッサージ所、接骨院等</u> <u>2 薬局（調剤を行わない医薬品店舗は「17 物販店舗」とする）</u>	すべての施設
9 教育施設	<u>1 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、特別支援学校、幼稚園、専門学校、予備校、専修学校、各種学校</u> <u>2 自動車教習所</u>	すべての施設
10 文化施設	<u>1 図書館</u> <u>2 博物館、美術館、水族館、動物園等</u> <u>3 郷土資料館等（登録博物館以外の博物館類似施設）</u>	すべての施設
11 集会施設	不特定かつ多数の者が集会等のために利用する施設 <u>1 斎場、結婚式場、火葬場、（式場がない場合を除く）、霊堂（式場がない場合を除く）</u> <u>2 地区センター、コミュニティハウス</u> <u>3 公会堂、区民文化センター、貸ホール</u>	すべての施設
12 休憩所	<u>1 公園の休憩所</u> <u>2 高速自動車国道及び自動車専用道路のサービスエリア等</u>	すべての施設
13 金融機関等の施設	金融機関の営業の用に供する施設 <u>1 銀行営業所、農協事務所、証券会社営業所、信用金庫事務所、労働金庫事務所</u> <u>2 郵便貯金の窓口業務を行う施設</u>	すべての施設
14 公益事業施設	公益性の高い事業の営業の用に供する施設（専ら保守、管理等の用に供する施設は除く） <u>1 ガス事業の営業所及び事務所</u> <u>2 電力事業の営業所及び事務所</u> <u>3 電気通信事業の営業所及び事務所</u> <u>4 水道事業の営業所及び事務所</u>	すべての施設
15 理容所・美容所	<u>1 理容院</u> <u>2 美容院</u>	すべての施設
16 地下街	地下街	すべての施設
17 物品販売業を営む店舗	物品販売を主用途とする店舗、百貨店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド、ディーラーのショールーム・自動車整備工場（別棟は「26 工場」区分とする）、コンビニ等	300㎡以上の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
18 飲食店	飲食を主用途とする店舗（遊興を主とするバー、キャバレー等は除く）喫茶店、食堂、レストラン等	300㎡以上の施設
19 サービス店舗	公衆に直接サービスを提供するサービス業を営む店舗 1 クリーニング取次店（クリーニング工場と一体となった商品の受け取り窓口がある施設を含む） 2 旅行代理店の営業所 3 質屋の営業所 4 ビデオレンタル店、CDレンタル店、貸衣装屋 5 宅地建物取引業者の事務所、消費者金融営業所、エステティックサロン、動物病院、無人ATM・CDコーナー等	300㎡以上の施設
20 興行施設	主として演劇、音楽、映画、演芸、スポーツ等を鑑賞・観覧する目的で不特定かつ多数の人が集合する施設 1 劇場、映画館、演芸場、観覧場 2 客席を有する運動施設の客席部分	300㎡以上の施設
21 遊興施設	マージャン、パチンコ、ゲームその他これらに類する遊技又は遊興を行わせる施設 1 パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター、勝馬投票券発売所、カラオケボックス、キャバレー、ナイトクラブ・バー 2 遊園地、アミューズメント施設	300㎡以上の施設
22 公衆浴場	温湯、温泉等を使用して公衆を入浴させる施設 銭湯、サウナ風呂、クアハウス、健康ランド等	1,000㎡以上の施設
23 運動施設	体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、テニス場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブ	1,000㎡以上の施設
24 宿泊施設	1 ホテル、旅館、簡易宿所 2 宿泊施設をもつ研修所、保養所等	1,000㎡以上の施設
25 展示場	目的をもって資料や商品を展示陳列する施設 多目的展示場等	1,000㎡以上の施設
26 事務所・工場	1 事務所（土木事務所、公園緑地事務所、開発事務所等を含む）、学習塾 2 工場 3 清掃工場、発電所、研究所、検査所、下水処理場、火葬場（式場がある場合を除く）	1,000㎡以上の施設
27 複合施設	雑居ビル	1,000㎡以上の施設
28 路外駐車場	道路の路面外に設置される駐車場のうち建築物となるもの（月極駐車場は除く、時間貸し駐車場は含む）	1,000㎡以上の施設
29 共同住宅	共同住宅、寄宿舎、母子生活支援施設、グループホーム	1,000㎡以上の施設
30 公衆便所	公衆便所（公園内の便所は除く）	すべての施設

注）指定施設の面積は、用途に供する部分の床面積の合計を現します。

## (2) 道路

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
道路	道路法による道路、港湾法による臨港交通施設である道路	横断歩道橋、地下横断歩道、ペDESTリアンデッキ

## (3) 公園

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
公園	都市公園法による公園及び緑地 港湾法による港湾環境整備施設である緑地	(1)基幹公園のうち地区公園、総合公園、運動公園及び大規模公園 (2)特殊公園のうち4ha以上のもの (3)港湾環境施設で1箇所あたり面積4ha以上のもの

## (4) 公共交通機関の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
1 鉄道の駅	鉄道の駅	すべての施設
2 軌道の停留所	軌道の停留所	すべての施設
3 港湾旅客施設	旅客船ターミナル	すべての施設
4 バスターミナル等	バスターミナルなど	すべての施設

---

## 6 整備基準の考え方

### (1) 一般都市施設整備基準

障害者、高齢者等の日常生活における利用促進を図るため、施設を利用する際に必要な要件として「施設に入ることができること」を必須とし、その行為を可能とするための具体的整備項目を次のとおり規定し、指定施設を除くすべての一般都市施設が遵守する基準をそれぞれに規定しました。

#### ○ 建築物

敷地内通路、外部出入口、傾斜路の3項目

#### ○ 道路

歩道、案内標示、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、ベンチ等の4項目

#### ○ 公園

出入口、園路、附帯設備の3項目

### (2) 指定施設整備基準

一般都市施設のうち福祉の観点から公共性の高い施設を指定したことから、整備基準については、施設利用に際して基本となる「施設の目的＝用途を享受できること」を必須とし、そのための具体的要件を次の5項目に整理しました。

- ・ 施設に入れること
- ・ 施設内の水平・垂直移動ができること
- ・ 施設に一定時間滞在できるための便所の整備が図られていること
- ・ 施設内が分かりやすく計画され、そのための案内・サインが備わっていること
- ・ 非常時の警報設備に留意すること

これらを踏まえ、その行為を円滑に行えるよう具体的整備項目を次のとおり規定し、指定施設が遵守する基準をそれぞれに規定しました。

#### ○ 建築物

敷地内通路、駐車場、外部出入口、廊下、居室の出入口、階段、傾斜路、手すり、エレベーター、便所（その1・その2）、浴室・シャワー室及び更衣室、客室、客席及び舞台、案内標示、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、警報設備及び避難口誘導灯、附帯設備の19項目

注)「便所その1」は車いす利用者等対応の多目的便所、「その2」は高齢者対応の便所

#### ○ 道路

通路、階段、傾斜路、手すり、エレベーター、案内標示、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備の7項目

#### ○ 公園

出入口、駐車場、園路、手すり、便所、案内標示、附帯設備の7項目

#### ○ 公共交通機関の施設

出入口、通路、改札口、階段、傾斜路、手すり、エレベーター、エスカレーター、鉄道の駅のホーム、バス停留所、タクシー乗り場、便所、案内標示、視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備、警報設備及び避難口誘導灯、附帯設

## 備の17項目

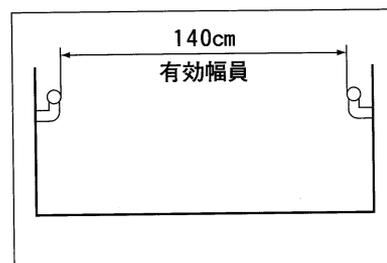
### (3) 整備基準の基本となる幅員・寸法の考え方

各整備基準の数値設定にあたり、通路、出入口、傾斜路等の基本となる施設部位の幅員寸法については、人の移動動作に対して一番多くの幅とスペースを必要とする車いす使用者を基本としました。このことにより、杖使用者や高齢者、妊産婦などにも利用しやすい幅とスペースが確保されることとなります。

有効幅員とは、実際に歩行者が通行することができる寸法です。福祉のまちづくり条例では、有効幅員という考え方を取り入れています。

(例) 廊下の有効幅員が140cmで両側に手すりが設置されていた場合

→廊下の幅員から手すりの幅を除いた幅員のことをいう。  
ただし、階段の有効幅員については、手すりの幅10cmを限度としてないものとみなして、算定できる規定があります。



- ① 車いすの幅 ⇨ 70cm  
JIS規格の手動車いす（最大幅を70cm）を基本としました。
- ② 車いす使用者が出入口等を通過することができる最小幅 ⇨ 80cm  
車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅10cm）を①に加えたものです。
- ③ 車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅 ⇨ 90cm  
②に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。
- ④ 車いす使用者が傾斜路を通行することができる幅 ⇨ 100cm  
傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅を③に加えたものです。
- ⑤ 車いす使用者が通路等を通行しやすい幅 ⇨ 120cm  
④に余裕幅（30cm）を加えたものです。
- ⑥ 松葉杖使用者が通路を通行することができる幅 ⇨ 120cm
- ⑦ 車いす使用者が歩行者と対面ですれ違うことができる幅 ⇨ 135cm  
③に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。
- ⑧ 手動車いすが180度方向転換（転回）することができる最小幅 ⇨ 140cm  
車いす使用者が転回動作に要する最小のスペースです。
- ⑨ 手動車いすが360度方向転換（回転）することができる最小幅 ⇨ 150cm  
車いす使用者が回転動作に要する最小のスペースです。
- ⑩ 車いす使用者同士が相対ですれ違うことができる幅 ⇨ 180cm  
③の2倍としました。

---

## 7 整備基準の適用について

### (1) 一般都市施設整備基準の適用

条例第18条第2項に規定する一般都市施設整備基準は、指定施設以外のすべての一般都市施設に適用されます。

### (2) 指定施設整備基準の適用

条例第18条第3項に規定する指定施設整備基準は、当該指定施設の種類及び規模に応じて次のとおりとしました。また、施設への整備基準適用の範囲は、不特定かつ多数の者の利用に供する部分としました。(具体的には、施設の職員専用の通路や階段、便所等一般の利用に供される見込みのない部位やスペースに対しては、適用しないこととしました。)

#### ○ 建築物

施設の区分に応じて、その用途に供する部分の床面積の合計により適用面積を次の3段階に分類し、19整備項目(=整備基準)に対してそれぞれにその適用の仕分けを行いました。〔表-1 建築物整備基準適用一覧参照〕

- ・ 300㎡未満のもの
- ・ 300㎡以上、1,000㎡未満のもの
- ・ 1,000㎡以上のもの

#### ○ 道路(立体横断施設)

歩道のうち垂直動線を伴う立体横断施設を指定施設とし、7整備項目(=整備基準)に対して適用することとしました。

#### ○ 公園

公園のうち地区公園以上を指定施設とし、障害者・高齢者等が、公園のもつ潤いや憩いを含めたさまざまな公園施設の利用ができるよう、7整備項目(=整備基準)に対して適用することとしました。

#### ○ 公共交通機関の施設

移動のための重要な手段である公共交通機関の施設のうち、その拠点となる鉄道駅舎、バスターミナル等を指定施設とし、移動の連続性(出入口～ホーム等まで)を重視し、一般都市施設=指定施設として施設区分ごとに、17整備項目(=整備基準)に対して適用することとしました。〔表-2 公共交通機関の施設整備基準適用一覧参照〕

表一 1 建築物整備基準適用一覧

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター ※1	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 必要な設備 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に	17 必要な設備 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
1 官公庁施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 福祉施設 (その1)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 福祉施設 (その2)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 病院	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 診療所(患者の収容施設があるものに限る。)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 診療所(患者の収容施設がないものに限る。)	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 助産所	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 その他の医療施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 教育施設	300 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000 平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター ※1	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
10 文化施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				○
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	※2 ○		○
11 集会施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	※2 ○	○	○
12 休憩所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	1,000平方メートル以上のも	○	※6 ○	○		○		○		○	※7 ○	○				○	○	○	※2 ○	○
13 金融機関等の施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								○
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	※2 ○	○
14 公益事業施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○		○		○												○
	1,000平方メートル以上のも	○	※6 ○	○		○		○		○	※7 ○	○				○	○	○	※2 ○	○
15 理容所・美容所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○												
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				
16 地下街	300平方メートル未満のもの	○		○				○												○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○				○												○
	1,000平方メートル以上のも	○	※6 ○	○				○		○	※7 ○	○				○				○
17 物品販売業を営む店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○			○
18 飲食店	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○
19 サービス店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
	1,000平方メートル以上のも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○				○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
		敷地内通路	駐車場	外部出入口	廊下	居室の出入口	階段	傾斜路	手すり	エレベーター※1	便所(その1)	便所(その2)	浴室、シャワー室及び更衣室	客室	客席及び舞台	案内標示	視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	警報設備及び避難口誘導灯	附帯設備
20 興行施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	○
21 遊興施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 公衆浴場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 運動施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 宿泊施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 展示場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 事務所・工場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 複合施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28 路外駐車場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 共同住宅	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 公衆便所	すべての施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。

- ※1 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1建築物の部27の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1建築物の部26の項及び29の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が2,000平方メートル未満の施設については、適用しない。
- ※2 別表第5の17の項(3)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設に適用する。
- ※3 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- ※4 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設に係る別表第5の9の項に規定する整備基準は、階数が4以上(専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設について適用する。
- ※5 別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
- ※6 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設に係る別表第5の2の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。
- ※7 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、別表第5の10の項(10)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- ※8 別表第5の15の項に規定する整備基準は、別表第1 1建築物の部6の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、9の項(用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の施設に限る。)、12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設に案内標示を設置する場合にあっては、別表第5の15の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

**表－２ 公共交通機関の施設整備基準適用一覧**

区 分	整 備 項 目																
	1 出入口	2 通路	3 改札口	4 階段	5 傾斜路	6 手すり	7 エレベーター	8 エスカレーター	9 鉄道の駅のホーム	10 バス停留所	11 タクシー乗り場	12 便所	13 案内標示	14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16 警報設備及び避難口誘導灯	17 附帯設備
1 鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
2 軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
3 港湾旅客施設	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
4 バスターミナル等	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

**(備考)**

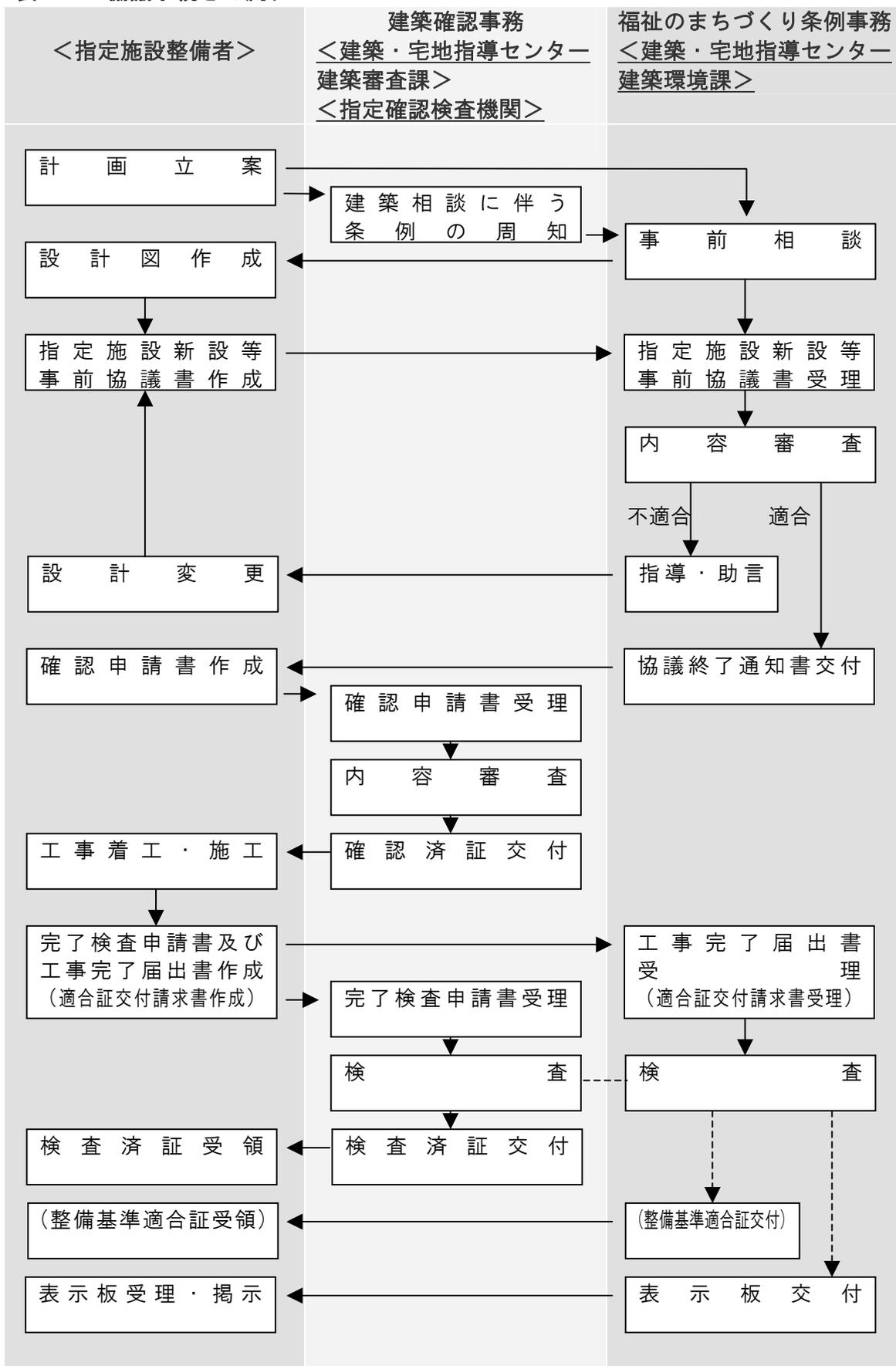
○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

## 8 事務手続きの流れ

### (1) 手続きフロー

建築物の手続きフローについては、次のとおりです。

表-3 協議手続きの流れ



※適合証交付請求は任意

(2) 事前協議書等について

ア 指定施設新設等（変更）事前協議書〈第4号様式〉

条例第22条第1項の規定に基づき、指定施設の新設又は改修を行おうとする指定施設整備者は、次の期限までに第4号様式により、市長と協議するよう規定しています。

① 建築基準法の規定に基づく確認申請をしようとする日の40日前	建築基準法の規定に基づく確認申請を要する指定施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上のもの
② 建築基準法の規定に基づく確認申請をしようとする日の30日前	建築基準法の規定に基づく確認申請を要する指定施設のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満のもの
③ 工事に着手しようとする日の30日前	①②以外の指定施設

※ 事前協議書の提出前に「事前相談」を手続きフローで予定していますので、窓口へ問い合わせ等を行ってください。

特に、大規模施設（建設の構想から確認申請に至るまでの間が複数年を要するもの）にあつては、数回にわたって事前相談を必要とする場合があります。

※ 条例第26条に規定する「表示板」の交付を受けようとする施設整備を計画する指定施設整備者は、施設整備基準に加え、施行規則別表第11に定める「表示板交付基準」を遵守し、事前協議書の提出時に申し出てください。（表示板交付施設については横浜市関係の広報・PR紙に掲載し、障害者・高齢者等の利用をより一層促進していきますので、ご協力を願います。）

イ 指導・助言、協議終了通知書の交付

指定施設新設等（変更）事前協議書を受理して以降、整備基準に照らし内容の審査を行います。その過程で指導・助言を含め指定施設整備者と協議を行います。届出書ではなく協議書としたことは、条例第4条各項に規定した事業者の責務にあるとおり、横浜市と指定施設整備者との合意に基づき施設整備をすすめることにより

ます。（なお、内容審査から協議終了通知書の交付まで通常14日程度を要します。）

ウ 工事完了の届出〈第6号様式〉

条例第23条の規定に基づき、指定施設整備者は、当該協議に係る工事を完了したときは、速やかに第6号様式により工事完了届出書を提出してください。

エ 完了検査等

現地で完了検査を行う指定施設は、表示板交付予定施設と次の施設です。

工事完了届出書の提出前に、建築物は、建築局建築・宅地指導センター建築環境課、道路、公園、公共交通機関の施設は健康福祉局福祉保健課へ連絡を願います。

○ 建築物

新築又は改築を行った次の建築物のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設

官公庁施設、福祉施設（その1）、福祉施設（その2）、病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、診療所（患者の収容施設がないもの）、助産所、その他の医療施設、教育施設、文化施設、集会施設、休憩所、金融機関等の施設、公益事業施設、理容所・美容所、地下街、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス店舗、興行施設、遊興施設、公衆浴場、運動施設、宿泊施設、展示場

○ 道路

横断歩道橋、地下横断歩道、ペDESTリアンデッキ

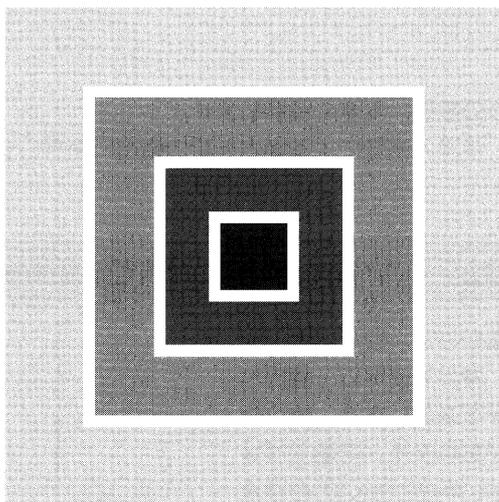
○ 公園

- ・都市公園法施行令第2条第1項第3号及び第4号に規定する公園
- ・都市公園法施行令第2条第2項に規定する公園のうち敷地面積が4haを超えるもの
- ・港湾環境整備施設である緑地のうち敷地面積が4haを超えるもの

○ 公共交通機関の施設

※ 建築物の事前相談、事前協議書、工事完了届出書、適合証交付請求の受付は、建築局建築・宅地指導センター建築環境課で、その他の施設の受付は、健康福祉局福祉保健課で行います。

# 参 考



## 障害者・高齢者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方

### ■対象者区分

対 象 者		参 照 頁	
	<b>I</b> 高齢者	P24	
身 体 障 害 者	肢 体 不 自 由 者	<b>II</b> 車いす使用者	P25
		<b>III</b> 杖使用者	P32
		<b>IV</b> 上肢障害者	P34
	<b>V</b> 視覚障害者	P35	
	<b>VI</b> 聴覚障害者	P36	
	<b>VII</b> 内部障害者	P37	
	<b>VIII</b> 知的障害者	P38	
	<b>IX</b> 精神障害者	P38	
	<b>X</b> 乳幼児・妊産婦	P39	

※上記の対象者のなかで、高齢者や障害者を介助する人（異性の介助者も想定されます）を考慮し、各施設の計画では十分検討してください。

## I 高齢者

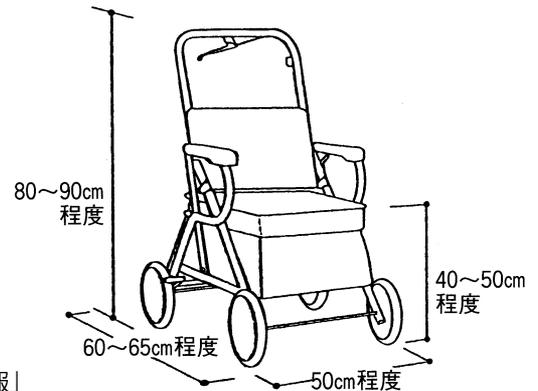
加齢に伴い、足腰等が弱くなり、動作がゆっくりになったり、長距離の歩行や階段等を利用することに困難が生じたりします。情報を的確に理解しにくくなり、危険の回避等に即応できません。新しい機器類への順応性が低くなる場合があります。

### 留意事項

- ・休憩できる場所や階段等への手すりの設置、安全に留意します。
- ・情報提供機器類の操作性は単純に、音声と視覚による案内を持つ構造に留意します。

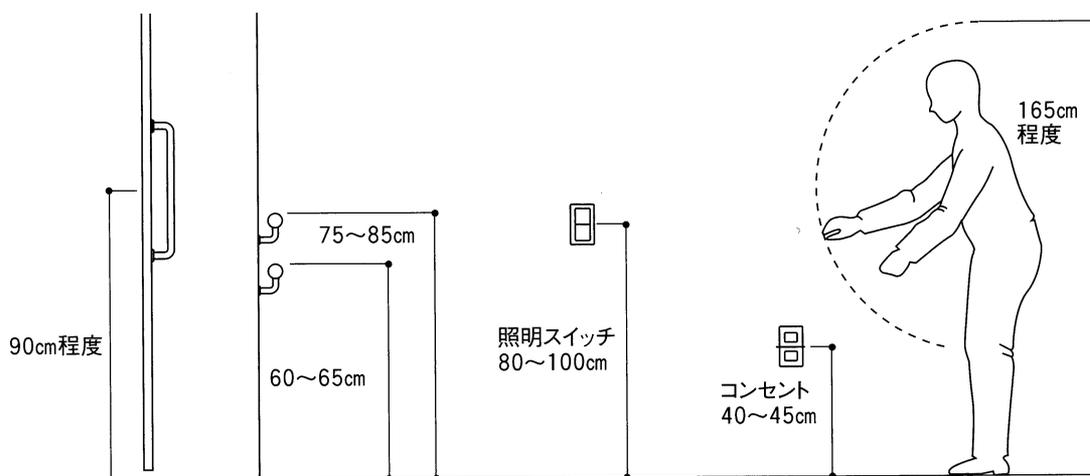
#### コラム シルバーカー（ISO9999では歩行車）

かごを備えたフレームの下に車輪が付き、かごの蓋が腰掛けとして利用できる歩行補助具。屋外で使用し、腰掛けに使用する場合は駐車ブレーキ付きを選択します。折りたたみが可能なものと不可能なものがあります。前輪上げは難しく、段差を越えることはできない場合が多いため環境に対する配慮が必要です。



《出典》 財団法人テクノエイド協会 「福祉用具の選び方使い方情報」

#### 【参考】高齢者が利用しやすいスイッチ・コンセント等の高さ



## Ⅳ 車いす使用者

車いすは歩行が困難になった場合に用いる代表的な移動用福祉用具であり、大きく分けて手動車いすと電動車いすがあります。手動車いすは自ら駆動、操作する自走用と介助者が操作する介助用に分かれます。電動車いすも同様に自操用と介助用に分かれます。ここでは手動車いすと電動車いすともに自ら駆動、操作することを前提とします。

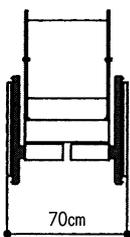
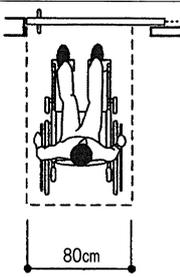
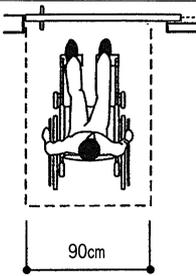
### 手動車いす（自走用標準型）

#### 動作寸法と留意事項

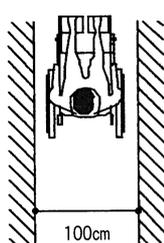
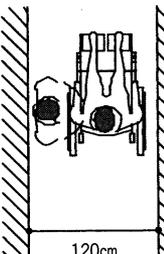
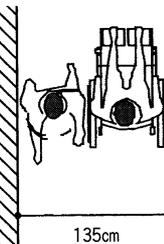
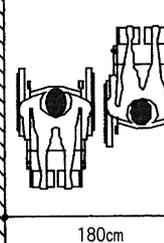
##### ● 共通項目

- ・床面に段差があると乗り越えることができません。
- ・床面は移動の際に振動を少なくするため、平坦な仕上げに留意します。
- ・車いすから便座への移乗など、乗り移りの行為には、体を支えるための手すりや、乗り移る側の設備の高さに留意します。

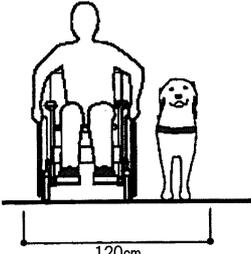
##### ● 出入口等

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		手動車いすの全幅： 70cm	※手動車いすの全幅はJIS規格（JIS T 9201）で最大値を70cmとしています。
②		手動車いす使用者が 出入口等を通 過することが できる最小 幅：80cm	※手動車いすの車輪の外側に取り付けられているハンドリムを手で回転させる動作に必要な幅（＝両肘幅10cm）を手動車いすの全幅（70cm）に加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
③		手動車いす使用者が 出入口等を通 過しやすい 幅：90cm	※前記②手動車いす使用者が出入口等を通過することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

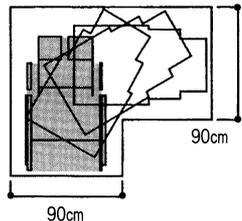
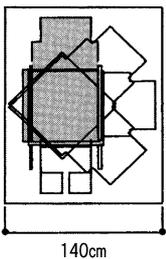
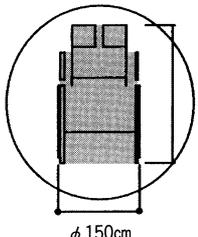
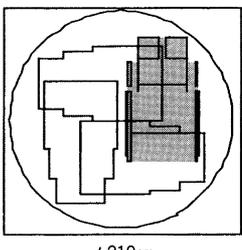
● 通路等

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
④		手動車いす使用者が傾斜路を通行することができる幅：100cm	※傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を前記③手動車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）に加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。 ※傾斜路では勾配のきつい場合や、距離が長い場合などは負担が大きくなります。
⑤		手動車いす使用者が通路等を通行しやすい幅（車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅）：120cm	※前記③手動車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）に余裕幅（30cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
⑥		手動車いす使用者が歩行者と対面ですれ違うことができる幅：135cm	※前記③手動車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）に人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。
⑦		手動車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅：180cm	※前記③手動車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅（90cm）を2倍にしました。 ※手動車いすの全幅＋ハンドリムを操作するための幅員に留意します。

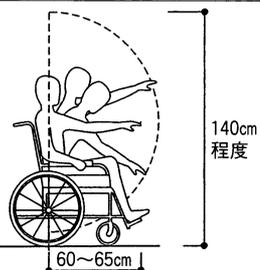
【参考】

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
介助犬使用者		介助犬使用者が通路等を通行しやすい幅：120cm	※手動車いすの全幅（70cm）に介助犬の幅（40cm）と余裕幅（10cm）を加えたものです。

● 方向転換（転回）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
⑧		手動車いす使用者が通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅：90cm	※手動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑨		手動車いすが180度方向転換（転回）することができる最小幅：140cm	※手動車いす使用者が180度方向転換（転回）するために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑩		手動車いすが360度方向転換（回転）することができる最小幅：150cm	※手動車いす使用者が360度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。
⑪		手動車いすが片側の車輪を中心に360度方向転換（回転）することができる最小幅：210cm	※片麻痺により片手片足で操作する車いす使用者が、360度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。

● 手の届く範囲（※電動車いすも同じ）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
⑫		車いすに乗ったまま前方に手が届く範囲：60～65cm 車いすに乗ったまま上方に手が届く範囲：140cm程度	※物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ※座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ※扉などを押ししたり、手前に引いたりする行為は困難です。

	動作寸法	寸法の考え方と留意事項
	車いすに乗ったまま 側方に手が届く範囲： 70~80cm	※物をつかむ動作では到達範囲がさらに短くなります。 ※座位で移動するので視点が低く、また、手の届く範囲が限られているため、設備機器や案内表示などの高さに留意します。 ※扉など押したり、手前に引いたりする行為は困難です。

## 電動車いす（自操用標準形）

### 動作寸法と留意事項

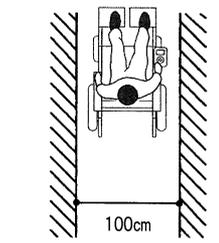
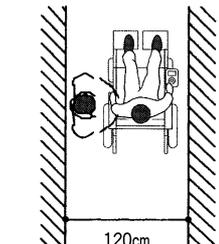
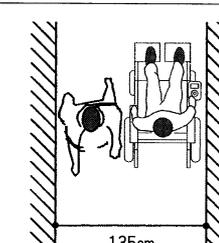
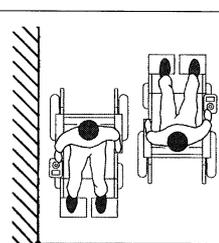
#### ● 共通項目

・手動車いすの留意事項に加え、特に電動車いすの高さ、スペースに配慮します。

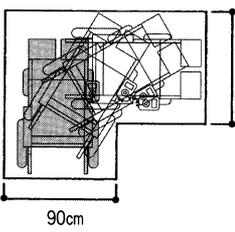
#### ● 出入口等

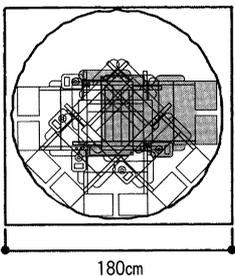
	動作寸法	寸法の考え方と留意事項
	電動車いすの全幅： 70cm	※電動車いすの全幅はハンドル形も含め、JIS規格（JIS T 9203）で最大値を70cmとしています。
	電動車いす使用者が 通過することができる 最小幅：80cm	※電動車いすの全幅（70cm）に余裕幅（10cm）を加えたものです。
	電動車いす使用者が 出入口等を通しや すい幅：90cm	※前記②電動車いす使用者が通過することができる最小幅（80cm）に移動の際の余裕幅（10cm）を加えたものです。

● 通路等

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
④		電動車いす使用者が傾斜路を通行することができる幅：100cm	※傾斜路では、スピードを調節するため余裕幅が大きくなり、そのための余裕幅（10cm）を前記③電動車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）に加えたものです。
⑤		電動車いす使用者が通路等を通行しやすい幅（電動車いす使用者と横向きの人がすれ違うことができる幅）：120cm	※前記③電動車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）に余裕幅（30cm）を加えたものです。
⑥		電動車いす使用者が歩行者と対面ですれ違うことができる幅：135cm	※前記③電動車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）に、人の歩行に要する幅（45cm）を加えたものです。
⑦		電動車いす使用者同士が対面ですれ違うことができる幅：180cm	※前記③電動車いす使用者が出入口等を通過しやすい幅（90cm）を2倍にしました。

● 方向転換（転回）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
⑧		電動車いすが通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅：90cm	※電動車いす使用者が直角に曲がるために要する最小スペースです。 ※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
⑨		電動車いすが360度方向転換（回転）することができる最小幅：180cm	<p>※電動車いす使用者が360度方向転換（回転）するために要する最小スペースです。</p> <p>※車いすは、床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>

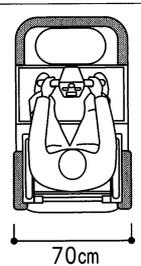
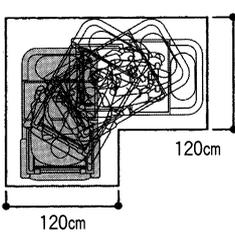
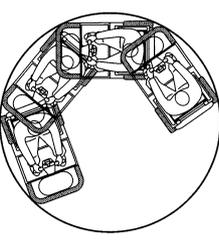
## 電動車いす（自操用ハンドル形）

### 動作寸法と留意事項

#### ● 共通項目

・自操用ハンドル形の動作寸法は、出入口等や通路等については電動車いす（自操用標準形）と同じです。

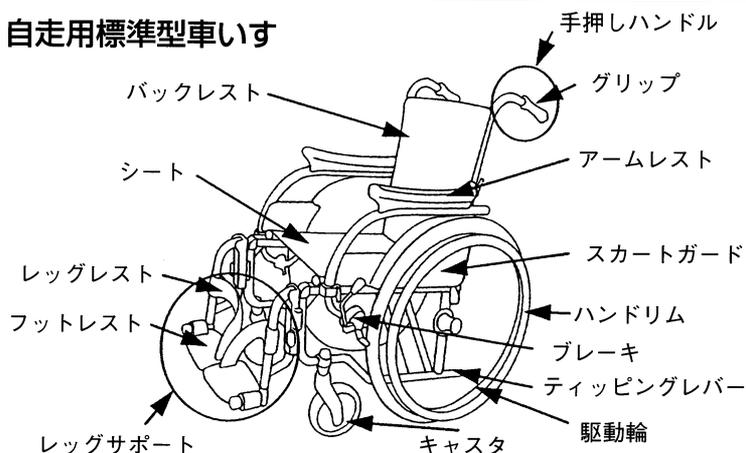
#### ● 方向転換（転回）

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		自操用ハンドル形の全幅：70cm	※自操用ハンドル形の全幅は、JIS規格（JIS T 9203）で最大値を70cmとしています。
②		自操用ハンドル形が通路等を直角に曲がるために通行することができる最小幅：120cm	<p>※自操用ハンドル形が直角に曲がるために要する最小スペースです。</p> <p>※車いすは床面との支持が車輪とキャスターで行われているので方向を変える際に一定のスペースが必要となります。</p>
③		自操用ハンドル形が360度方向転換（回転）することができる最小幅：不特定	※実際に市販されている一般的な自操用ハンドル形は機種により必要とする幅が異なります。

## コラム 車いすの各部名称と寸法

車いすの寸法はJIS規格で定められています。自操用ハンドル形の車いすは電動車いすに分類され、歩行者の扱いになり歩道を走ることになります。

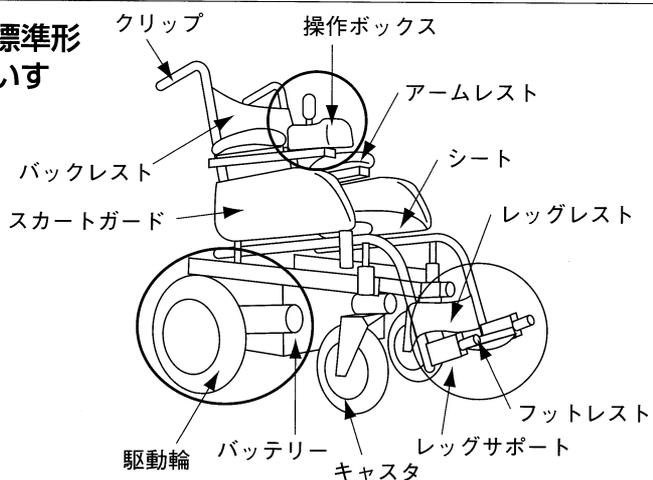
### 自走用標準型車いす



### 手動車いす (JIS T 9201)

全長 : 120cm以下  
 全幅 : 70cm以下  
 全高 : 109cm以下  
 フットレスト高 : 5cm以上  
 折りたたみ幅 : 32cm以下

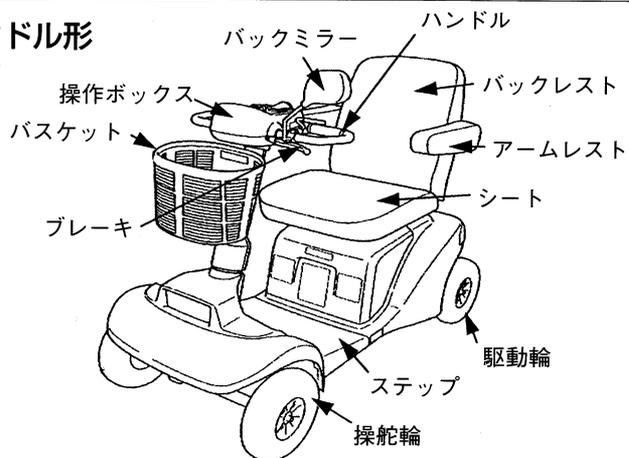
### 自操用標準形電動車いす



### 電動車いす (JIS T 9203)

全長 : 120cm以下  
 全幅 : 70cm以下  
 全高 : 109cm以下

### 自操用ハンドル形電動車いす



《出典》

財団法人テクノエイド協会  
 「車いすの選びかた解説書」

## Ⅳ 杖使用者

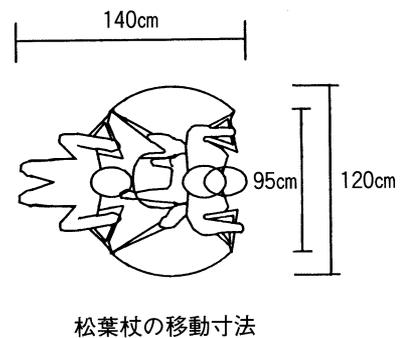
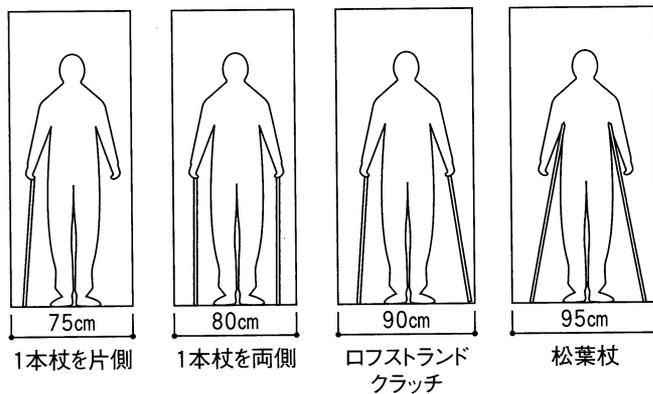
杖は、歩行が困難な人の歩行能力を改善するための福祉用具です。歩行時のバランスの調整や歩行パターンの矯正、スピードや持久力の改善等を目的としています。

### 動作寸法と留意事項

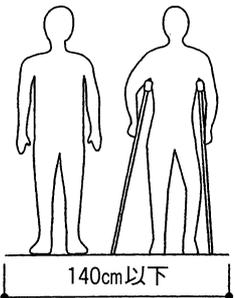
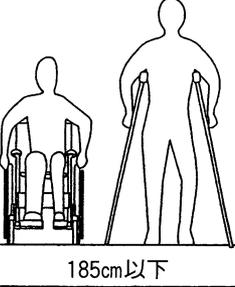
#### ● 共通項目

- ・杖の振り幅があるため、出入口の幅員などに留意します。
- ・杖の底面が小さいので排水溝の蓋の構造に留意します。
- ・わずかな段の乗り越えが困難であり、つまづきやすいので不要な段差は設けないよう留意します。
- ・平坦な路面でも、つまづきやすいので路面仕上げなどに留意します。
- ・休憩できる場所を設けるよう留意します。

#### ● 杖使用者の通路幅員の目安（杖使用時に要する幅）



● 杖使用者のすれ違い寸法と留意事項

		動作寸法	寸法の考え方と留意事項
①		歩行者と松葉杖使用者のすれ違い寸法 (140cm)	※松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に人の歩行に要する幅 (45cm) を加えたものです。
②		車いす使用者と松葉杖使用者のすれ違い寸法 (185cm)	※松葉杖使用時に要する幅 (95cm) に車いす使用者が出入口等を通行しやすい幅 (90cm) を加えたものです。

コラム 杖の種類

杖はその用途によりさまざまな種類に分けられます。杖の長さは使用者の歩行能力と体格に合わせて調整します。

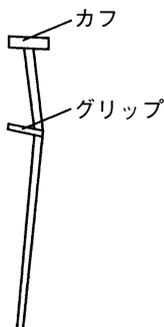
T字型杖

虚弱高齢者や慢性関節リウマチ者も使いますが、脳血管障害による片麻痺者に多く使われます。プッシュボタン式により、障害の程度やそのときの身体機能の状態によって杖の長さを変えることができるものもあります。



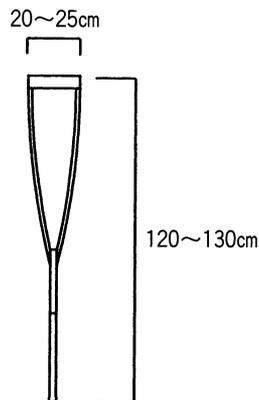
前腕固定型杖 (ロフストランドクラッチ)

下肢の骨折、片足切断、対麻痺、股関節症、膝関節症などによる障害者に使われます。支柱に握り (グリップ) 部分と、上部に前腕で支持するためのカフ部分があります。前腕で支持する構造であるため握力の弱い分を補ったり、杖による支持性を与えています。



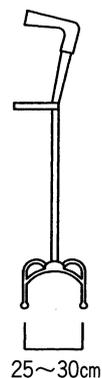
松葉杖

腋当てが付き、腋を締めることと手で体重を支えることができる杖です。



多脚型杖 (多点杖)

脳血管障害による片麻痺者に多く使われます。杖先が3脚から5脚に分かれ、支持面積が広く安定しているため、杖に体重を十分に負荷して足を運ぶことができます。



《出典》 財団法人テクノエイド協会 「福祉用具プランナーテキスト福祉用具総論」

## Ⅳ 上肢障害者

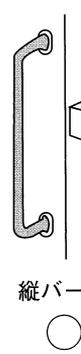
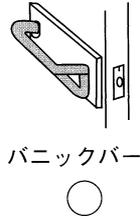
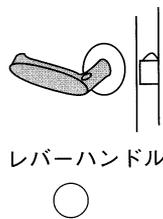
上肢の痛みや変型、麻痺、握力の低下、可動域の制限、上肢切断などから、つまんだりにぎったりなどの手指の細かい操作が難しくなったり、腕を伸ばすことも難しくなったりします。

### 留意事項

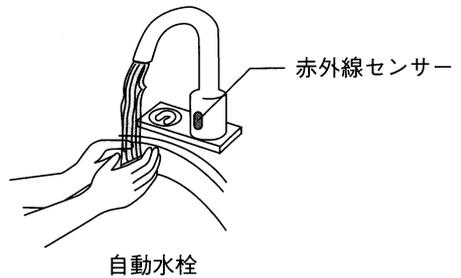
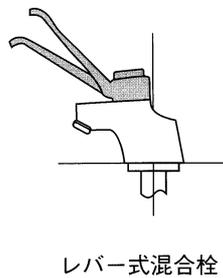
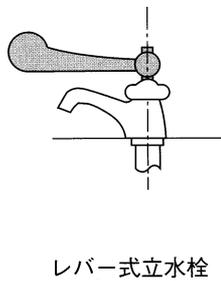
- ・ 少ない力で開閉が可能になる軽いドアなど開閉操作のしやすさに留意します。
- ・ 水栓金具やドアノブなどは握らなくてもすむようにレバー式または棒状の把手にするなど形状に留意します。
- ・ 棚などを設置する場合、手が届きやすい高さや位置などに留意します。
- ・ スイッチ類は押しやすいような大きさや形状などに留意します。

### コラム 扉の把手や水栓金具、スイッチの形式

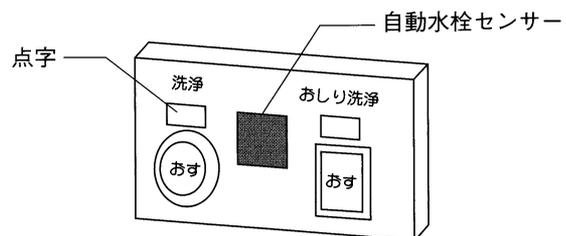
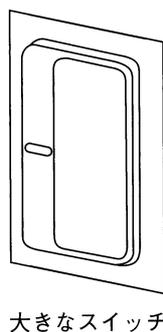
#### 【扉の把手】



#### 【水栓金具】



#### 【スイッチ】

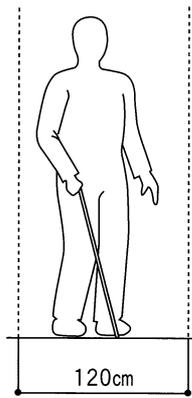


## V 視覚障害者

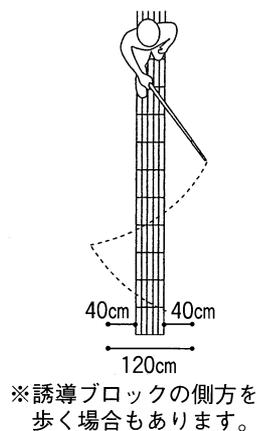
視覚障害者というと全盲の人と思いがちですが、残存視力のある人の方が多くみられます。視覚障害者に対する建築計画は、全盲に対応するばかりではなく、残存視力の有効活用にも十分配慮する必要があります。

### 動作寸法と留意事項

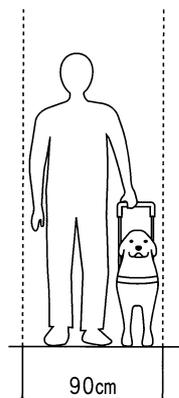
白杖使用者の歩行幅員



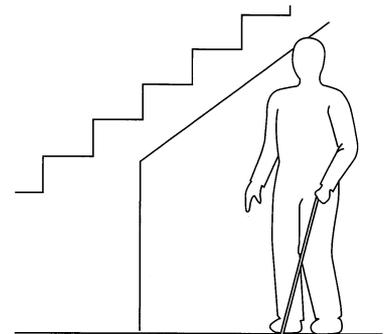
白杖使用者の歩行幅員  
(誘導ブロック付き)



視覚障害者と盲動犬の  
必要寸法  
※幅の寸法のみ



階段裏へのもぐり込みや  
壁面からの突起物などに  
留意します



- ・視覚に代わる他の感覚により、施設の方向や位置、自らの安全を確認するため、視覚障害者誘導用ブロックや誘導鈴、触知図、人による案内などに配慮します。
- ・白杖と靴底の感覚によって移動するため、床面の状態は把握できるが、壁面からの突出物等はほとんど把握できないため、階段裏へのもぐり込みや突出看板などの高さや構造に留意します。
- ・盲導犬を利用し移動する者のため、床面は平坦な仕上げとし、盲導犬の休憩スペース等にも留意します。
- ・日常生活の中でほとんど占める視覚による情報の入手が困難なため、点字や録音テープなどによる情報提供に留意します。
- ・弱視者は、個々人で視覚機能の水準が異なるため、文字の大きさや周辺の地色との区別、照明などに留意します。
- ・照明は逆光又は反射グレアが生じないようにします。

※グレアとは必要な照度が維持されていても、周囲との輝度比で見えにくくなる現象のことです。

### コラム 補助犬法

身体障害者補助犬法（平成14年10月施行）により、原則「国、地方自治体、公共交通事業者、不特定多数が利用する施設の管理者などは補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）の同伴を拒んではならない。（レストラン、ホテル、デパート等不特定多数が利用する施設については、平成15年10月から施行されました。）」とされています。



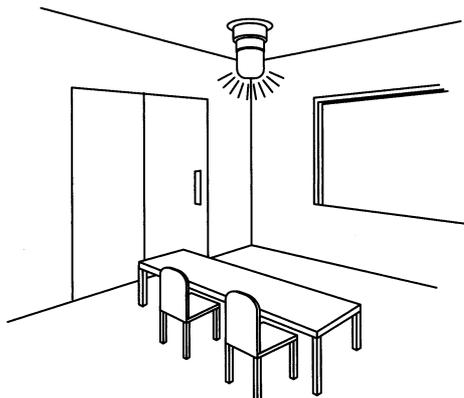
## Ⅵ 聴覚障害者

聴覚障害者は、障害の程度や発生年齢、生活背景などにより、一般に「ろう（あ）者・難聴者・中途失聴者」に区分されます（明確な基準はありません）。

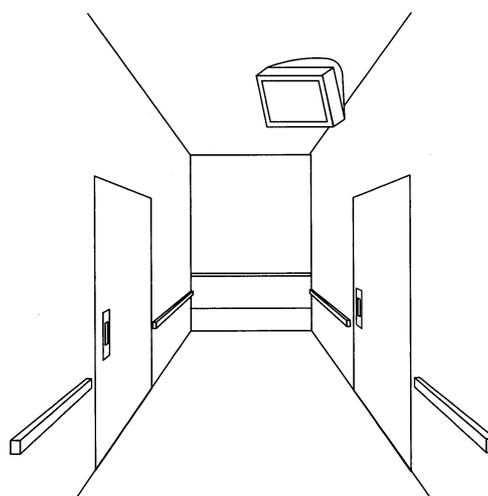
ろう（あ）者は、障害の程度は重度で、発生時期は先天的あるいは乳幼児～学齢期です。大半が聾学校で教育を受け、主に手話によるコミュニケーションを行います。

難聴者・中途失聴者は、障害の程度は軽度から最重度で、難聴者の発生時期は先天的から高齢期まで多様です。中途失聴者の発生時期は青年期以降に多くみられます。コミュニケーションは補聴器を使用した口話や筆談が多く、若年層では手話を行う人もいます。

### 留意事項



緊急用バトライト



文字放送対応テレビ

- ・通常、聴覚障害者は、外見から分かりづらいので視覚による情報が容易に入手できるものと思われ、その障害を周囲の人々から正しく理解されにくいです。
- ・視覚による情報伝達の配置等は、人の行動に合わせ連続的に整備するよう留意します。
- ・緊急時等では、視覚によるほか振動などにより当事者へ伝達できるよう留意します。
- ・視覚による設備機器類のほか、情報伝達をより正確に行えるよう手話通訳などが可能な職員の配置に留意します。

## Ⅳ 内部障害者

内部障害者は、心臓や腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸等の機能障害のある人を総称します。他の障害と比べ、年々増加が著しいのも大きな特徴です。

近年では、内部障害者の中でもオストメイト（下記コラム参照）への配慮が多目的トイレ等で見られるようになってきました。

### 留意事項

※ここでは、主にオストメイトの留意事項について説明します。



多目的トイレの設置例はP82へ

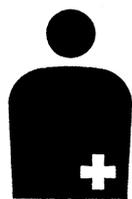
パウチの洗浄例

- ・汚物を処理しパウチ等を洗浄できるように汚物流しを設置するよう留意します。汚物流しが設置できない場合は既存の大便器に後付けできるパウチ等の洗浄水栓等を設置するよう留意します。
- ・腹部や汚れた衣服等を洗浄する場合、お湯の出るシャワー付き水栓金具を設置し、洗浄部が確認できる鏡を設置するよう留意します。
- ・物置棚、荷物掛け、蓋のついた汚物入等の設置に留意します。
- ・内部機能の障害のために、長距離の歩行に困難が生じるので、休憩できる場所や階段等への手すりの設置に留意します。

### コラム オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約20万～30万人のオストメイトがいると言われています。（社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋がないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄する必要があります。



オストメイト対応の表示例



パウチ設置例

## Ⅳ 知的障害者

多くは脳の発達障害により知的機能の低下とそれに伴う適応障害のある人で、言語や空間認知の不確かさ、抽象化や一般化の困難性、記憶の不安定さ、見通しの欠如、コミュニケーションの障害、健康上の問題などがあります。突然の環境変化は、大きな精神的負担になる場合があります。

### 留意事項

- ・言語による意思伝達の不足を補う手段として視覚的な手段（絵、文字、写真、実物の提示、動作で示す等）が有効です。  
例）ピクトグラム、扉と壁の違いが分かるよう扉の色を変えます。
- ・加齢に伴う歩行能力の低下に対し、段差があるところには手すりの設置や階段に蛍光テープを貼るなど注意喚起を促すことがあります。



## Ⅴ 精神障害者

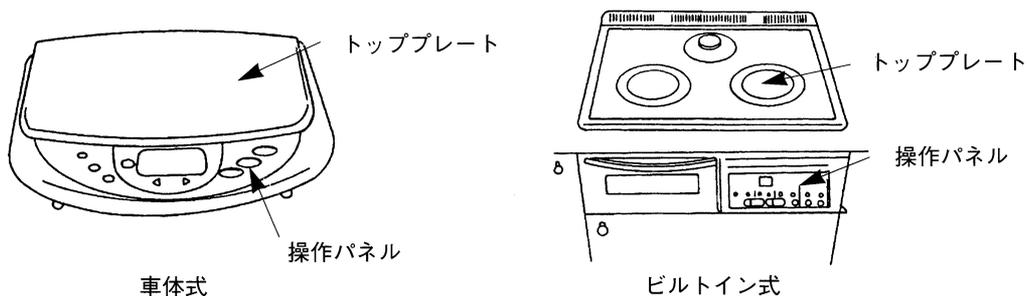
一般的に統合失調症を指し、もともと持っている内的な素因に社会的、身体的なストレスが加わって発病に至ります。作業内容を理解するのに時間がかかったり、手順への関心や作業工程の工夫が苦手なため疲労しやすく回復が遅かったり、あいさつや会話が不得意などの症状があります。

### 留意事項

- ・リラックスできる環境づくりが求められます。
- ・当事者同士の支え合いである自助グループ活動では、パソコン通信が若い層を中心に利用されているため、パソコン通信が利用できる環境づくりが求められます。
- ・休憩できる場所を設けるよう留意します。
- ・安全な環境（電磁調理器、煙感知機など）づくりが求められます。

### コラム 電磁調理器

炎を起こさず、電磁作用によって鍋自身を発熱させる調理器。ステンレス、ホーロー、鉄製の鍋が加熱されます。



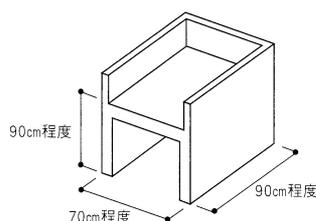
《出典》 財団法人テクノエイド協会 「福祉用具の選び方使い方情報」

## 乳幼児・妊産婦

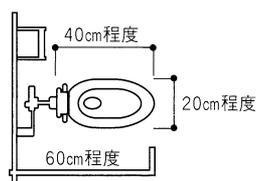
幼児は、身長などの人体寸法に配慮し、視線の高さ・到達範囲・器具の大きさなどに留意します。また、環境の変化への即座な対応が困難なので突起物などを設けないよう十分配慮します。そのほか、危険物などに対する判断ができないので、それらを回避する工夫なども必要です。

乳児は、親が同行するので、おむつ替えや更衣のためのベビーベッドなどが必要となります。また、妊産婦への配慮として、衝突物の回避、休憩スペースなどが求められます。

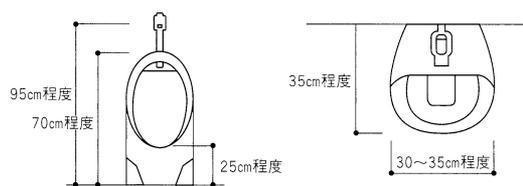
### 留意事項



おむつ替えシート



幼児用大便器



幼児用小便器

- ・床面は、ベビーカーなどに配慮し、平たんな仕上げに留意します。
- ・乳幼児などは緊急状況の判断が遅れやすいので不用意な突起物、段などを設けないよう留意します。
- ・幼児に配慮して奥行き、高さ寸法などに留意します。

### コラム ベビーカー

ベビーカーには生後1ヶ月から使えるA形と生後7ヶ月から使えるB形があり、どちらも使えるのは2歳までとなっています。このA、Bという形式は、製品安全協会が乳母車の認定基準の中で分類しているもので、基準に合格したものにはSGマークが付いています。

A形



寝かせた状態でも使用できます。リクライニングできて最大170度のもが多く、B形に比べて大きく重いのが特徴です。通称AB兼用形と呼ばれる種類もAに分類されます。

B形



座った状態で使用します。背もたれの角度は110度以上で、リクライニング機能がなくてもよいです。A形に比べると軽く、コンパクトに折り畳めて持ち運びが便利なのが特徴です。

《出典》 コンビ株式会社

---